

## 1 介護職員等処遇改善加算等に係る届出について

令和6年4月及び5月の介護職員等処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算の算定並びに6月からの介護職員等処遇改善加算の算定に必要な処遇改善計画書の提出期限は、令和6年4月15日(月)です。令和6年度の計画書等の届出様式は、山陽小野田市、かいごへるぷやまぐち、厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。記入例や厚生労働省ホームページの記入方法の動画を参考に記入をお願いします。なお、加算の算定区分が変更となる場合は、併せて介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（介護給付費算定に係る体制等状況一覧表添付）を4月15日までに提出してください。

令和6年6月以降は、新加算に一本化します。新加算の介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（介護給付費算定に係る体制等状況一覧表添付）は6月14日(金)までに提出してください。

令和5年度の実績報告書は、7月31日(水)までに提出をお願いします。

詳しくは、山口県資料の（資料5-1）をご覧ください。

## 2 介護保険法施行規則改正に伴う申請書類等の改正について

介護保険法施行規則の改正に伴い、令和6年4月1日から指定・更新申請書類や休止・廃止・再開等の届出書類等、併せてその他様式を改正します。

## 【対象様式】

- ・指定申請書
- ・指定更新申請書
- ・廃止・休止申請書
- ・変更届出書
- ・再開届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 等

## 【新様式の掲載場所】

厚生労働省ホームページ「指定申請等ウェブ入力・電子申請について」

「厚生労働大臣が定める様式」及び「標準様式」

4月1日以後、山陽小野田市ホームページ

「【介護事業所向け】指定等の手続きについて」のページ

## 3 算定体制届出等の手続きについて

4月1日から届出書の種類が変更になります。介護給付費算定に係る体制等（加算及び減算）を変更するときは、変更届並びに介護給付費算定に係る体制等状況一覧表及び添付書類を提出していただいておりますが、4月から変更届に代わり、「**介護給付費算定に係る体制等に関する届出書**」を提出してください。加算の場合の算定開始日は、次表のとおりですが、**令和6年度の介護報酬改定に伴い、4月及び5月の算定開始は4月15日（月）までとします**。減算の場合は、速やかに変更の届出を行い、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から、その算定を行わないでください。

サービス種類	届出受理日	算定開始日
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	毎月15日以前	翌月
居宅介護支援、介護予防支援 介護予防・生活支援サービス（総合事業）	毎月16日以降	翌々月
認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型 共同生活介護	毎月1日	この月
地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	毎月2日以降	翌月

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等の様式は、市ホームページに掲載しています。

#### ○サービス提供体制強化加算について

サービス提供体制強化加算については、原則として常勤換算方法により算出した前年度（ただし、3月を除く。）の職員の割合により、加算を算定できるかどうかを判定します。

サービス提供体制強化加算を算定している事業所は、引き続き同じ区分の加算が算定できるかどうか、前年度の実績を計算して確認してください。

その結果、加算を取り下げたり区分を変更したりする必要がある場合は、速やかに届出をお願いします。

#### 4 運営規程等に記載する従業員の員数に関する取り扱い等について

令和3年4月の介護報酬改定により、介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルール解消を図る観点から、運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」について、「○人以上」と記載することが可能であること及び運

営規程における「従業者の職種、員数及び職務の内容」について、その変更の届出は年1回で足りることが明確化されました。

本市においても、「〇人以上」と記載することを可能としており、運営規程の従業者の員数の変更に係る変更届は年に1回、毎年4月に変更届の提出を求めています。

つきましては、**4月1日時点での人員数を前年4月1日時点と比較し**、運営規程に変更があれば、変更届を市へ提出して下さい。

併せて、令和3年度介護報酬改定により、運営規程に定めておくべき事項に「虐待防止のための措置に関する事項」が追加されています。運営規程に定めがない場合は、運営規程を変更して下さい。

## 5 指定・指定更新申請及び変更届出等の手続きについて

### (1) 指定等手続きガイドブックについて

山陽小野田市ホームページに「指定等手続きガイドブック」を掲載しています。指定・指定更新、変更届出、再開・廃止・休止届出等の各種手続きの際に参考にしてください。

**令和6年4月から指定居宅介護支援事業者が市の指定を受けて「介護予防支援」を実施できるようになります。指定は、保険者ごとに行います。**

### (2) 指定の更新について

介護保険事業所の指定有効期間は6年間です。指定有効期間を更新するためには、指定有効期間の満了の日の1月前までに更新手続きが必要です。市から、指定期間の満了前に個別に通知は行いませんので、各事業所において遅滞なく手続きをしてください。なお、同一事業所で複数のサービスの指定を受けており、それぞれの指定等の有効期間が異なっている場合は、併せて更新することが可能です。

(例：介護サービスと介護予防サービスの指定有効期限が異なる場合)

### (3) 総合事業指定有効期間の短縮について

令和2年1月から指定居宅サービス事業等（訪問介護事業、通所介護事業又は地域密着型通所介護事業）と山陽小野田市介護予防・日常生活支援サービス事業の第1号事業（総合事業）を同一の事業所において一体的に運営する場合は、総合事業の指定有効期間6年を一体的に運営する指定居宅サービス事業等の指定の有効期間の満了の日までに、総合事業の異なる型のサービスを同一の事業所において一体的に運営する場合は、先に到来する指定の有効期間の満了の日までに指定有効期間の短縮申出することができる取り扱いとしました。

つきましては、指定有効期間の短縮を希望される場合は、申出書様式を市ホームページに掲載していますので、申出を行う短縮後の指定有効期間の満了の日の1月

前までに添付書類とともに提出してください。

(4) 届出書の提出期限及び提出部数等について

指定・指定更新申請は1月前まで、変更届出は変更から10日以内に提出してください。ただし、前記のとおり、運営規程の従業者の員数の変更に係る変更届は年に1回、毎年4月に提出してください。

また、山陽小野田市へ紙面の提出部数は、1部ですが、届出書の提出確認が必要な場合は、事業所控え（提出書類の写し）を持参していただければ、控えに受付印を押印してお返しします。なお、メールによる届出も可能です。

6 自己評価及び外部評価結果の提出について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所におかれましては、自己評価及び外部評価の結果を公表するとともに市へ提出をお願いします。

7 特定事業所集中減算について

居宅介護支援事業所は、判定期間半年ごとの年2回「特定事業所集中減算届出書」を作成し、2年間保存する必要があります。

その結果、対象サービスの「紹介率最高法人」の割合が80%を超える場合は、正当な理由の有無にかかわらず当該届出書を市へ提出してください。

【提出期限】前期3月～8月：9/15まで 後期9月～2月：3/15まで

8 介護保険事業所の運営指導について

令和6年度の運営指導は、28事業所を予定しています。対象事業所は、各事業所へ送信しました「令和5年度介護保険事業所集団指導説明概要」に記載しておりますのでご確認ください。

9 運営指導の結果について

令和5年度の運営指導結果、市資料1を参照され、該当する項目がありましたら、自主的に改善をお願いします。

10 介護保険事故報告書の提出の徹底について

骨折の事例だけでなく、打撲や皮膚剥離・誤嚥等、医療機関を受診した場合には、事故対象者の介護記録（事故前後2日間程度）を添付の上、**速やかに介護保険係に事故報告書を提出してください。**有料老人ホーム等施設入所中の利用者についても同様の対応をお願いします。なお、事故報告については、運営推進会議においても

報告するようにしてください。

また、感染症や食中毒、職員の法令違反等についても提出をお願いします。

令和5年度の事故報告書について、**市資料3**のとおり取りまとめましたので、今後の事故防止のためにご活用ください。

○報告様式は、山陽小野田市ホームページからダウンロードしてください。

11 介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から介護保険に関する最新情報が発出されています。

厚生労働省ホームページ、かいごへるふやまぐち、WAMNET等に掲載されていますので随時内容の確認をお願いします。

12 山陽小野田市ホームページについて

各種情報を掲載していますので、ご覧ください。

○市ホームページトップページ⇒子育て・健康・福祉⇒介護・福祉⇒高齢者福祉

○市ホームページトップページ⇒組織でさがす⇒福祉部⇒福祉指導監査室  
⇒高齢福祉課